

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和 6 年 1 月 29 日

中部地方整備局 道路部長 望月 拓郎

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、中部地方整備局管内の道路管理施設情報の共有・一元化を図るために国土交通省道路局にて、試行・運用を行っている災害対応用アプリケーションへの追加を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、かつ、関連システムとの連携内容等についても熟知している必要がある。

これらのことから、本業務の遂行に当たっては、技術的要件等を兼ね揃えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名 令和 6 年度 道路管理施設等情報提供システム改良業務

(2) 業務内容

①中部地方整備局の道路管理施設等情報の整理、集約 1 式

②中部地方整備局の道路管理施設等情報の閲覧環境の設定 1 式

③クラウド環境の設定及び運用 1 式

④国土交通省道路局災害対応用アプリケーションへの追加 1 式

(3) 履行期限 令和 7 年 8 月 29 日

3. 業務目的

本業務は、国土交通省道路局にて、試行・運用を行っている災害対応用アプ

リケーションに中部地方整備局が保有する道路施設管理等の情報を追加するものである。

また、試行・運用中の情報に本業務による追加情報の重畳閲覧が行えるよう改良を行うものである。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ②令和 4・5・6 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加者の資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11

年法律第 225 号) 第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号) 第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役

ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であつて i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(2) 技術力に関する要件

①本番環境に準じたテスト環境(テストデータの作成を含む。)を契約締結後速やかに受注者自ら構築できること。

②この改良作業で既存システムに不具合が発生し、プログラム修正等の必要が生じた場合、迅速かつ的確な対応が取れること。

(3) 設備・システムに関する要件

①開発に必要な場所は、受注者自ら準備できること。

②開発に必要な機器等については、受注者自ら準備(動作環境の設定を含む)できること。

(公財) 日本道路交通情報センターが整備した国土交通省道路局災害対応アプリケーションについて、本件を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。書面による了解は、参加意思確認書提出時までに得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までに書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある」ことが要件となる。

(4) 中立性・公平性に関する要件

- ①本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと。

(5) 守秘性に関する要件

- ①社則等において、守秘義務遵守の規定があり、社員等に周知し厳格に運用していること。

(6) 業務執行体制に関する要件

- ①業務の全部又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせないこと。

(7) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成 27 年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において 1 件以上の実績を有していること。

- ・同種業務：GIS を活用した道路維持管理システムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）
- ・類似業務：GIS を活用した公共施設の管理システムの開発又は改良を行った実績（業務、工事又は製造）

(8) 配置予定管理技術者に関する要件

本業務は、単なるシステム導入だけでなく、業務（運用）を通じて道路管理に関わる効率化を継続していくための要件を把握し改善対応するものであり、本業務に従事する管理技術者は、次のいずれかの資格を満たすものとする。

- ・技術士（総合技術監理部門－建設、又は、建設部門）
- ・博士
- ・RCCM（注 1）
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1 級）

（注 1）R C C M資格試験に合格しており転職等により、登録ができない立

場にいる技術者を含む

5. 手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1

国土交通省中部地方整備局 道路部 道路管理課 管理企画係

電話：052-953-8176

電子メール：cbr-kanri88@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和7年1月29日から令和7年2月18日までの10時00分から
16時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） (1)に同じ。

※説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで連絡すること。

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出先及び方法

令和7年2月18日16時00分 (1)に同じ。原則として電子メールにより提出すること。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争実施のための企画提案書）の提出を要請する際の提出予定期限：

令和7年3月6日16:00

(4) 詳細は説明書による。